

長野県職員等公益通報制度（レッドフラッグ）運営要領

（趣旨）

第1 この要領は、長野県職員等公益通報制度（レッドフラッグ）実施要綱（以下「要綱」という。）第18の規定により、長野県職員等公益通報制度（レッドフラッグ）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（長野県職員等公益通報委員の職務）

第2 長野県職員等公益通報委員（以下「委員」という。）の職務は、次のとおりである。

- (1) 要綱第5第1項ただし書及び第6第1項の規定による調査並びに同第6第2項の規定による調査結果の報告
- (2) 要綱第6第1項の規定による知事への指示
- (3) 要綱第9第1項の規定による救済の申出の処理及び同第9第2項の規定による勧告
- (4) 第3第2項の規定による知事又は副知事（以下「知事等」という。）から調査の方針等について意見を求められた場合の助言
- (5) 第4第5項及び第6項の規定による通知
- (6) 第7第3項の規定による知事から対応方針について意見を求められた場合の助言
- (7) その他知事等の公益通報の調査に係る助言等

（知事等へ通報があった場合の処理手続）

第3 知事等は、公益通報があった場合には、当該公益通報の内容を確認の上、公益通報推進幹に調査の方針について指示するものとする。

- 2 知事等は、公益通報の内容が社会的な影響が大きな案件その他重大な案件と考えられるものである場合には、委員に調査の方針等についての意見を求めるものとする。
- 3 委員は、前項の規定により知事等から意見を求められた案件について、自ら調査する必要があると判断した場合には、その理由を付して知事へ報告するものとする。
- 4 知事等は、前項の委員の報告等により委員が調査する必要があると判断した場合には、委員に調査させるものとする。
- 5 公益通報推進幹は、公益通報の内容に関し調査を行う場合には、その旨を公益通報者へ通知するものとする。
- 6 職員からの通報が公益通報に該当しないものである場合には、公益通報推進幹は、該当しない理由及び本来利用すべき制度の連絡先を明記して当該職員に連絡するものとする。

（委員へ通報があった場合の処理手続）

第4 委員は、要綱第4第2項の規定により公益通報を受け付けた場合には、当該公益通報の内容に調査方針に関する意見を付して、知事に処理を指示するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員が自ら調査する必要があると判断した案件については、知事へその旨報告するとともに、調査を実施するものとする。
- 3 委員は、第1項の指示又は前項の報告を行うに当たっては、公益通報者個人の特定につながる情報を明らかにしないよう配慮するものとする。
- 4 知事は、第1項の指示があった場合には、その内容を確認の上、公益通報推進幹に調査の方針について指示するものとする。
- 5 要綱第4第2項の規定により受け付けた公益通報の内容について調査を行う場合には、委員が自ら調査を行う場合にあっては当該委員が、知事が調査を行う場合にあっては公益通報推進幹が、その旨を公益通報者へ通知するものとする。
- 6 職員からの通報が公益通報に該当しないものである場合には、委員は、該当しない理由を明記して当

該職員に連絡するものとする。

(公益通報推進幹が行う調査)

- 第5 公益通報推進幹は、知事等から指示を受けた公益通報の内容に関する調査の方針に従い、調査を実施しなければならない。
- 2 公益通報推進幹は、所管する公益通報調査員に調査を指示する際には、通報された内容から通報した個人が特定できるおそれがある部分を書き換えるなど公益通報者の保護に配慮した措置を講じなければならない。
- 3 公益通報調査員は、公益通報推進幹と密接に連携をとりながら、関係職員等からの事情聴取、関係書類の調査等を行い、事実関係を確認するものとする。
- 4 公益通報推進幹は、必要があると認めるときは、自ら前項の調査を行うことができる。
- 5 公益通報調査員は、調査で把握した事実を、知事等及び公益通報推進幹に直接報告しなければならない。
- 6 公益通報推進幹は、調査結果を検討し、不十分な点等がある場合には、公益通報調査員に対し再調査を指示するものとする。

(委員が行う調査)

- 第6 委員は、要綱第5第1項ただし書又は第6第1項の規定により公益通報の内容に関し自ら調査を行う際には、公益通報推進幹及び関係する公益通報調査員に対し、調査への協力を求めることができる。
- 2 前項の協力を求められた公益通報推進幹及び公益通報調査員は、委員が行う調査に協力しなければならない。

(対応方針)

- 第7 公益通報推進幹は、第6第5項の規定により受けた報告に基づき、必要な措置を講ずるための対応方針の原案を作成し、知事等に提出しなければならない。
- 2 知事は、関係する部局長等の意見を聴いた上で対応方針を決定するものとする。
- 3 知事は、前項の決定をする際には、あらかじめ委員に対し意見を求めるものとする。

(委員が行った調査結果への対応方針)

- 第8 委員は、要綱第6第2項の規定により調査の結果を知事に報告する際には、講ずべき必要な措置について意見を付するものとする。
- 2 知事は、要綱第6第2項の規定による報告を受けた場合には、前項の規定により付された意見を尊重し、かつ、関係する部局長等の意見を聴いた上で、当該報告に基づき必要な措置を講ずるための対応方針を決定するものとする。

(補則)

- 第9 要綱及びこの要領に定めるもののほか、長野県職員等公益通報制度（レッドフラッグ）に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成16年1月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年11月30日から施行する。